

秋田県動物愛護団体活動支援事業審査要領

(目的)

第1条 この要領は、秋田県動物愛護団体活動支援事業審査委員会設置要領第5条の規定に基づき、秋田県動物愛護団体活動支援事業の補助対象事業者の適正かつ公正な選考を行うために必要な事項を定める。

(審査方法等)

第2条 審査は、事前に提出された秋田県動物愛護団体活動支援補助金応募書に基づき行う。

2 審査は、次の各号の審査項目毎に評価する。

(1) 事業計画の妥当性

事業計画が、犬猫の殺処分の減少等の動物愛護管理に関する観点に基づき、適切で妥当なものであるかを評価する。

(2) 予算の妥当性

予算額、積算根拠が、適切で妥当なものであるかを評価する。

(3) 秋田県との協力体制

秋田県の動物愛護行政に協力的であるかを評価する。

(4) クラウドファンディングとの親和性

応募者の事業の目的・内容が、寄付者の共感を呼ぶものであるかを評価する。

(審査基準)

第3条 前条の規定に基づく評価については、同条第2項の審査項目毎に、次の基準による配点により5段階の評価を行うものとし、合計点は20点とする。

| 点数 | 内容 |
|----|---------|
| 5 | たいへんよい |
| 4 | よい |
| 3 | 適当である |
| 2 | やや問題がある |
| 1 | 不適 |

(選定方法)

第4条 補助対象事業者の選定は、各委員が審査した評点が、12点以上の者から委員の合議により行う。

2 前項の合議の際の意見を踏まえ、必要に応じて、選定内容に審査委員会の意見を付することができる。

(審査結果)

第5条 審査の結果について、補助対象となった事業の概要等を県のウェブサイト等で公表することがある。

2 審査結果について、個別の問い合わせには応じない。

附 則

この要領は、令和7年4月21日から施行する。